

■教育行政のポイント

生活保護世帯からの大学等進学をめぐる問題

小川 正人

現行の支援制度

政府の子どもの貧困対策では、生活保護世帯の大学進学率を上げることが重点施策の一つになっている。

生活保護世帯の子どもが、大学等へ進学する場合、入学金・授業料等に対する保護費の給付や扶助がないためその経費は全て家庭や子ども自身が賄うこと、そして、同居しながら住民票を分ける世帯分離が原則とされている。世帯分離をしないで子どもが大学等に進学すると仮定した場合、子どもは各種扶助の給付対象になるが、子どもが奨学金やアルバイトなどで得た収入は家庭の収入と認定され、生活保護の各種扶助額が大幅に減額されたり生活保護自体の停止に至ることもある。そうならないよう、大学等への進学の際には、世帯分離が条件とされている。ただ、世帯分離を行うと子どもへの各種扶助が無くなるため、世帯に支給される生活保護費は削減されることになる。そうした不利益を軽減するため、2018年度からその見直しも図られた。

第一に進学準備給付金を自宅生10万円、自宅外学生30万円を支給、第二に、世帯分離で世帯への支給額の減額幅を抑制する措置である。2018年度からは生活保護世帯や住民税非課税世帯等を基準に給付型奨学金が始まり、近年、その給付型奨学金の金額について「学業に専念するために必要な生活費」を賄えるよう対象費目・額も増額している。経済困窮家庭を対象にした大学準備金等の貸与制度や入学金・授業料等の減免制度を活用すれば、生活保護世帯でも大学等進学が以前よりしやすくなっている。

世帯分離の進学支援制度の問題点

上記のような生活保護世帯の子どもの大学等進学を支援する制度の整備・充実で、生活保護世帯からの大学等進学を阻む障壁は大幅に減じたと思わ

れていた。しかし最近、その支援制度のあり方を改めて考えさせられる出来事があった。

10月3日に熊本地裁で判決が出た事件である。原告(73歳)は、妻と孫娘の3人世帯で2014年7月から生活保護を受給していたが、孫娘は、世帯分離してアルバイト等をしてしながら自活し専門学校に進学した。その後、2016年4月から孫娘が病院で准看護師としてアルバイト収入を得られるようになると、県はその収入増を理由に世帯分離を解除し生活保護を停止した。原告は、准看護師資格は看護師になるための通過点であり、アルバイト収入も家庭の生活を賄うためでなく学費に充てるためのもので世帯分離の解除と生活保護停止は違法として訴えていた。判決は、原告側の主張を認め、「専修学校などに進学した人の経済的な負担を軽くし、同居しながら通学して能力を得ることで、本人や保護世帯の自立を促すことが目的」と世帯分離の趣旨を確認したうえで、県の処分を合理性を欠いたものとして違法と判断した。ただ、県は、10月17日に福岡高裁に控訴している。

この裁判事件以外にも、世帯分離で自活して大学等に進学したが、病気になったり体調不調でアルバイト等の収入を得られず休学したり退学せざるを得ないような事案も多いという。横須賀市は、そうした学生を対象に病気療養中に限って短期間の支援制度を創設している(月額7万円余の生活費、通学の交通費で生活安定まで最長1年半支給)。関係支援団体等は、世帯分離を条件とする現行の支援制度の不備を是正する横須賀市のようなしくみを国で創設することや、また、学生が生活保護を利用できるよう制度の見直しを求め署名活動を進めている。政府は現在、「出世払い」奨学金等を含め大学「無償化」の様々な施策を検討しているが、世帯分離を条件とする生活保護世帯からの大学等進学支援制度の検証も行い何らかの措置を取ることを期待したい。

(おがわ・まさひと＝東京大学名誉教授)

【11月24日発売!】キーパーソン7人と考える「最新論争点」

教育改革を問う

【著】中西茂 四六判/定価 2,530 円(税込)

